

育児・介護休業法施行規則等の改正に伴い令和3年1月より、子の看護休暇・介護休暇の時間単位の取得が可能となります。

現行法では「1日」、もしくは「半日単位」の休暇取得が可能であるのに対し、改正法では「半日単位」の部分が「時間単位」へ置き換えられることとなり、半日単位の取得は規定上無くなります。

各休暇制度の概要は下記の通りです。

子の看護休暇

- ・ 小学校就学前までの子を養育する男女労働者が対象（日雇いを除く）。
- ・ 子1人につき年5日、2人以上の場合は年10日の休暇取得が可能。
- ・ 事業主が別段の定めをする場合を除き、毎年4/1を年度の切り替えとする。
- ・ 休暇の繰り越しはしない。

介護休暇制度

- ・ 要介護状態の親族を介護する労働者（日雇いを除く）
- ・ 対象家族1人につき年5日、2人以上の場合は年10日の休暇取得が可能。
- ・ 事業主が別段の定めをする場合を除き、毎年4/1を年度の切り替えとする。
- ・ 休暇の繰り越しはしない。

改正ポイント

- ・ 労働者の希望する時間数で取得できるようにすること。
- ・ 時間単位とは1の整数倍のことを言い、端数は切り上げること。
- ・ 5日全て時間単位で取得可能（ただし1日の上限はその日の所定労働時間未満の時間数）
- ・ 現行では所定労働時間が4時間以下の労働者は半日単位の休暇の取得が認められていないが、改正法では時間単位での取得が可能となること。
- ・ 原則中抜けを認める必要はないが、中抜けを認めるよう配慮すること。

所定労働時間に端数がある場合の取扱い

例) 所定が7.5Hの場合、7Hの時間単位休暇を取得した場合

→残りの0.5は切り上げ、時間単位休暇の残時間=1時間とする。

労使協定による適用除外

休暇取得対象者であっても、労使協定によって下記の条件の労働者は除外することができます。

- ① 入社6か月未満の労働者

- ② 週所定労働時間が2日以下の労働者
 - ③ 時間単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者
- 規定の改定につきましては各担当にお問い合わせ下さい。

工藤あさみ